

『緊急避難』の法解釈について警察学校で教育を

警察庁長官 松本光弘 殿

福島市矢剣町11-3星野節子024-563-7650 tel fax
<http://ameblo.jp/animal-police/>
ameba検索から「動物の繁殖は虐待」で検索を

日々のご政務、お疲れさまです。当方は動物福祉ボランティアのネットワークです。動物福祉の風潮は高まるばかりですが、警官の言動が、遺棄を助長し、去勢避妊の妨害になっていることが多々あるため、今後、警察学校の教育内容に加えて頂きたい点があります。お忙しい中、恐縮ですが、以下の1～7について令和3年1月31日までにご回答のほどお願い申し上げます。

- 1、不良飼い主へ啓発に向くことは不法侵入にあらず、動物愛護法遵守義務を促す合法的な公益活動である。
- 2、虐待飼育飼い主から動物をレスキューすることは窃盗ではなく、動物を虐待から守ることになり、かつ、ボランティアへ更なる負担がかかることを防ぐ行為であるため『緊急避難』が適用される。

【刑法37条/緊急避難】自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

【法解釈について】

●捨て猫捨て犬を保護するボランティアに金銭的負担がかかっているのは明らか（財産権を侵害されるという危難）、世話のために時間を奪われる（生活権を侵害されるという危難）、保護活動は怪我をすることも（危難）。ボランティアは自らの人権を守る権利がある。例えば、不良飼い主に繁殖されて50匹捨てられてから保護するより、5匹のうちに保護したほうがボランティアが受ける危難が少ない。

●不幸な動物を見て苦しむ者の人権を尊重すべきである。権利（ボランティアの権利）と権利（不良飼い主の権利）がぶつかりあった時には、より公益性の高いほうの権利を尊重しなくてはならない（憲法12条）

- 3、『全ての権利は義務を有する』という法の基本精神からして、繁殖する不良飼い主には所有権がない。よって、繁殖する不良飼い主から動物を奪う行為は（←語弊があるが）、窃盗にはあらず正当なレスキュー活動であり公益性がある。
- 4、不良飼い主は義務を果たしていないため法的には所有権はないが、所有権がないからボランティアへ飼育を丸投げして良いというのは歪んだ解釈。不良飼い主といえども飼い主という立場にあるため、不良飼い主は飼い方改善をして適正飼育をする義務がある。
- 5、国民の誰しものが不良飼い主へ適正飼育を促す権利がある。公機関にだけ啓発権限があるのではない。
- 6、犯罪の抑止が第一義だと県警も所轄署も仰いました。官民共同で一緒に犯罪の抑止に努めましょう。

他の生命体を勝手に繁殖して譲渡したり、売買したりして遊んでいるのは人間だけ。
絶滅しても動物は不幸にはなりません。すでに絶滅した種が苦しんでいますか。無の状態には悲しみも苦しみもありません。

産ませた飼い主はいのちを持てあまし、家から追い出す目的で里親さがしをします。かたや、譲り受ける側は、誰しものが初めは、「一生、大切に大切に飼います」と言うのですが、最後まで飼えない人が後を絶ちません。現に、保健所へ持ち込まれるいのちは、一度は大切にされたいのちと、野良猫が産んだ仔猫が大半。虐待目的で「一生、大切に大切に飼います」と嘘をついて、産ませた飼い主から譲り受ける変質者もいます。

7、繁殖ゼロで必然的に行政処分ゼロ遺棄ゼロになります。よって、行政処分ゼロというスローガンではなく、「繁殖ゼロ運動で必然的に処分ゼロ、遺棄ゼロになる」というスローガンが適切です。

8、「あんたが善意で助けるなら、不良飼い主が捨てようとも不良飼い主の自由でしょ！」「捨てるも捨てないも飼い主の自由、人それぞれだから！」と高圧的におかしな発言をして、警察全体の社会的評価を下げるような警官が二度と世に輩出されてはいけない。公務員として血税から高額報酬を得ている警官としての自覚を持ってほしい。

動物の繁殖制限手術は国是

●猫は年に1～4回、一回につき4～5匹産み、犬は一度に7～10匹産みます。
不良飼い主は産ませて遺棄を繰り返したり、虐待多頭飼育に陥り、衰弱死・共食いを繰り返しています。

●産ませた飼い主はいのちを持てあまし、家から追い出す目的で里親さがしをしています。かたや、譲り受ける側は、誰しものが初めは、「一生、大切に大切に飼います」と言うのですが、最後まで飼えない人が後を絶ちません。

警察署は保護はできないのだから

警察署が繁殖による弊害(遺棄、多頭飼育崩壊)を解決できるかというところではありません。
多頭飼育崩壊飼い主の尻ぬぐいをするのはボランティアであり、警察署が不良飼い主の尻ぬぐいをする訳ではありません。よって、警察には公益活動の妨害をする権利はありません。

警察署が、不良飼い主が産ませて捨てたいのちを保護できますか？ できていません。

警察署は保護できないのに、遺棄や多頭虐待飼育を未然に防ぐために尽力するボランティアを不法侵入者扱いするのは「冤罪」と同じです。ボランティアは不法侵入目的ではなく、虐待飼育者を説得する目的で訪問するため公益性があり『緊急避難』が5555適用されます。動物愛護法遵守義務を広く国民に啓発すべきであり、正しい法解釈に基づいて判断して頂きたいものです。

「犯罪の抑止が第一義」と県警も所轄署も仰いました。警察署も私たちと一緒に犯罪の抑止に(去勢避妊の徹底に)努めましょう。

他の生命体を勝手に繁殖して譲渡したり、売買したりして遊んでいるのは人間だけです。
絶滅しても動物は不幸にはなりません。すでに絶滅した種が苦しんでいますか、悲しんでいますか。

無の状態には悲しみも苦しみもありません。

保健所は世間体を良くするために『引取拒否』をして行政処分ゼロを目指していますが偽装愛護です。引取拒否をされた飼い主が山へ遺棄したら、死に場所が行政処分場から山に変わるだけです。

保健所も警察官も私達と一緒に去勢避妊に励みましょう。

繁殖ゼロで必然的に、行政処分ゼロ・遺棄ゼロになります

行政処分ゼロというスローガンではなく、「繁殖ゼロ運動で必然的に処分ゼロになる、繁殖ゼロ運動で遺棄ゼロになる」というスローガンが適切。

※別添資料あり

私の世話にならないと多頭虐待飼育を改善できないのに ヒステリックに超高圧的に命令する「福島市の神経症的自尊心女」

女は7年ほど前、多頭虐待飼育だった。ボランティアが老婆へ啓発し、少しずつ避妊手術を進めたが、女は途中で手術をやめ、その後、猫は全頭死亡。外飼いのため冬の寒さで死亡したはず。手で触ることができない野良猫のため、外飼いが悪いのではない。去勢避妊を怠ったのが悪い。結果、増え続けたため、冬に死ぬように仕向けた感がある。

それから数年経った昨年、またしても多頭虐待飼育。

女は啓発に向いた人へ、「名刺を出して！私が産ませた証拠を出して！不法侵入だ！」と大声を張り上げて威嚇する。よって、誰もが解決できずに放置していたため、いつものように私が着手した。

啓発に向いた私へ、女の息子が私に異常接近して暴力を振るうように見せかけて、「名刺を出せ」と威嚇したが、私は「あなたも名刺を出して！産ませていない証拠があるなら見せて！私は不法侵入ではない、正当な理由があつての訪問だから合法。私にも啓発する権限がある、私が不良飼い主ならばあなたが私を啓発しに私の家まで来て良いのですよ」と論破して手術を受けさせるまでにこぎつけた。

手術に着手してから、女は私が主催する低料金手術キャンペーンの世話にならないと解決できないのに、**その事実を認めるのが何よりも嫌で、超超上から目線で命令を続けていた（劣等感が強い者ほど、上から目線になりやすい）**

そこで、以下の会話になった。

私 「私が私財を投じているから、あなたは極端に安くできるんですよ」と丁寧に伝えたら、
女 「それはいいから！！！」と逆上。
私 「手術のための捕獲用のエサを用意するのも、絶えず、私だし」と丁寧に伝えたら、
女 「それはいいから！！！」と逆上。
私 「今日も、運転手へ時給を払って、運転手へ連れてきているし」と丁寧に伝えたら、
女 「それはいいから！！！」と逆上。

この女の狡い人間性

●女は「オスは去勢しない、産まないから」と。それでいて「ウチのメスが産んだのは、ご近所の去勢されてないオスがウチのメスを妊娠させたから」と。とにかく狡い。

●女がエサを十分に与えていないから瘠せているのに、「生まれつき瘠せているオスだから去勢しない」が口ぐせ。しばらくしたら、そのオス猫が太っていたことからしてもエサが足りなかったから瘠せていたのだと判明。女は、去勢しないままだと発情期にオスがいなくなることを想定し、去勢しなくなかったのだ。つまり、女はエサ場から追い出したかったということ。この点からしても、全滅したのは冬の寒さを利用して死なせたと類推できる。

●女は私に強く促されて去勢避妊したのに、自発的に去勢避妊したと嘘をついて行政を騙そうとする。

時系列整理すると、

2013年頃	虐待多頭飼育
2017年頃	冬の寒さで全滅
2019年頃	1匹保護して繁殖し、またしても虐待多頭飼育が始まる。

2019 年春	<p>●女は「メスしか手術しない」と言い張るが私に説得されてオスも去勢。女は損した気分である。私が私財を投じて主催する低料金去勢キャンペーンを利用したため、一般料金の 1/6 程度だが、オスに去勢を受けさせなければ発情していなくなることを企んでいた女からすれば損した気分。</p> <p>●女が虐待多頭飼育をしていたため、片目しかなくやせ細っていた猫を 4 年ほど前に見かけ、私が保護した。女は得したと思っているくせに、「勝手に連れて行かれた、あの猫はこの辺りじゃアイドルだったんだよ」と、私に盗まれたことのでっちあげた。 女の話が本当なら、なぜ、私が保護した当時、電話 1 本すらしてこなかった？</p>
2020 年春	<p>私は女から手を引く。女が T(手術のための捕獲)の際に、私の指示に従わなかったため、猫が警戒し、T(手術のための捕獲)をできなくなったから。</p>
2020 年	<p>女は敷地との境界に「進入禁止」と表示。繁殖が行われていることを世間に隠すためだろう。現在、メス猫 2 匹オス猫 1 匹が未手術状態のため、またしても繁殖して増やして、冬の寒さを悪利用して全滅させるのだろうか？</p>

虐待多頭飼育者は、「産ませたのではない、捨てられたのだ」が常套句。
猫を飼っている人の大半は捨て猫を保護して飼っていて去勢避妊を受けさせている。もともと捨て猫だから去勢避妊を受けさせなくても良いという論理は通用しないことくらい解っているから。
虐待多頭飼育らは皆、「産ませたのではない、捨てられたのだ」と嘘をつく。騙されないようにしましょう。
虐待多頭飼育者の人相を注視してください。いかにもという人相です。

虐待多頭飼育者は、「自分はエサをやっているだけ、エサをあげないと死ぬから」が常套句。
エサをやるだけで去勢避妊を受けさせないのが虐待にあたるため、自白したも同然。エサをやるだけで去勢避妊を受けさせないと増え続け、結果、エサにありつけずに死ぬ猫が増える。よって、エサをやるだけでは虐待飼育にあたる。虐待多頭飼育者の人相を注視してください。いかにもという人相です。